



令和5年 (2023年) 9月13日(水)

No. 15979 1部377円(税込み)

発行所

一般財団法人 経済産業調査会  
東京都中央区銀座2-8-9 (木挽館銀座ビル)  
郵便番号 104-0061  
[電話] 03-3535-3052 [FAX] 03-3535-5347  
近畿支部 〒540-0012 大阪市中央区谷町1-7-4  
(MF天満橋ビル8階) [電話] 06-6941-8971

特許ニュースは

- 知的財産中心の法律、判決、行政および技術開発、技術予測等の専門情報紙です。

定期購読料 1カ年61,560円 6カ月32,400円  
(税込み・配送料実費)

本紙内容の全部又は一部の無断複写・複製・転載及び  
入力を禁じます(著作権法上の例外を除きます)。

経済産業調査会ポータルサイト <https://www.chosakai.or.jp/>

目次

☆中国知財の最新動向 第39回 中国の「知的財産権を  
濫用し競争を排除・制限する行為の禁止規定」の改正 (1)

中国知財の最新動向 第39回

中国の「知的財産権を濫用し競争を排除・制限する行為  
の禁止規定」の改正

BLJ法律事務所  
弁護士 遠藤 誠<sup>1</sup>

I. はじめに

2023年6月25日、国家市場監督管理総局は、「知的財産権を濫用し競争を排除・制限する行為の禁止規定」(以下「本規定」という)<sup>2</sup>を公布した(施行日は、2023年8月1日)<sup>3</sup>。2015年4月7日に国家工商行政管理総局により公布された「知的財産権を濫用し競争を排除・制限する行為の禁止に関する規

定」(以下「旧規定」という)は同時に廃止される。

2008年8月1日に施行された中国の独占禁止法は、2022年6月24日に初めて改正された(施行日は、2022年8月1日)。また、2023年3月10日には、国家市場監督管理総局が、「市場支配的地位濫用行為の禁止に関する規定」<sup>4</sup>、「独占協議の禁止に関する規定」<sup>5</sup>、「行政権力を濫用して競争を排除・制限する

官公庁、公益法人、国立大学、自治体等の契約実務・監査事務の担当者必携！  
「財務省会計制度研究会報告の論点」など新たな動きを加筆。

官公庁契約法精義

日本大学総合科学研究所客員教授 有川博 著  
元会計検査院第四局長

A5 版上製箱入 本体 13,000+ 税

※お申し込みは…各都道府県官報販売所及び政府刊行物センターへ！

2020



全国官報販売協同組合 〒114-0012 東京都北区田端新町 1-1-14 TEL 03-6737-1500 FAX 03-6737-1510 <https://www.gov-book.or.jp>